実務研究

日本税務会計学会
平成23年4月 月次研究会

取引におけるリスクと損金性についての考察

森井泉勝人［日本橋］

Ⅰ　保険とリスク概念等

企業が直面する地震、火災等様々なタイプのリスクへの対処法の一つとして「保険」が存在する。

我が国の法律には「保険」の定義がなく、「保険」の本質論が争われた判例も見当たらない。

保険法では「リスク」という用語は使われておらず、最近の保険理論では「結果の期待値」及び「期待値まわりの変動」の2通りの定義がある。また、リスクは移転、ヘッジ及び分散化の3手法で管理され、偶発的損失が発生するリスクを引き受ける保険会社がビジネスとして成立する背景には「大数の法則」概念がある。

保険加入者はリスク・プレミアムを支払ってリスクを保険会社に「移転」し、保険会社は再保険などの「分散化」によってリスクを解消している。再保険とは、保険の保険のことである。

例えば、超過損害額再保険契約（Excess of Loss Amount Cover＝ELC）は保険事故による損害額が一定の金額を上回った場合に、その超過部分について一定の限度までの部分を再保険金として出再者に支払い、その対価として受再者に事前に合意した再保険料を支払うタイプの再保険契約である。

再保険料は掛け捨てだが、出再者は個別契約の出再処理を行うことなく、高額損害が発生した場合の保有額を一定に抑えられるので、地震などの広域かつ高額な集積損害から保有部分を守る手段として活用されている。

保険料とリスクの関係で留意すべきことは、保険料の構成要素としての期待損失額だけをリスクとして考えるのではなく、その期待値まわりの変動性というリスクが重要であることを認識することであり、両者の不即不離の関係から、期待損失を含む保険料とともに、後者のリスク移転も同時に行われることである。

Ⅱ　ART（Alternative Risk Transfer＝代替的な損害保険に代替するリスク移転の方法）の登場

気象保険のリスクの引受け手は保険業界、天候デリバティブの場合は資本市場でその経済的機能は変わらない点から、損害保険とデリバティブの境界がなくなったといわれる。

ARTは再保険からスタートしたが、従来の保険との相違点は、

1　補填責任発動のトリガーについての決め方が、実損補填の原則に対して、実際に損害を蒙ったか否かは問わない点

2　支払保険金額についての決め方が、客観的数値を用いて金額を決める点

3　保険リスクの移転先が損害・再保険会社であるのに対して、保険業界の外に移転する点

にある。

ここで登場する「ファイナイト保険」とは、移転されるリスクが限定されている（＝finite）保険ないし再保険を意味し、典型的なファイナイト再保険では、受再者により保険金が負担される部分（リスク部分）については、通常の再保険と同様に保険リスクは受再者へ移転しているが、保険金がファンドから支払われる部分（ファンド部分）については、保険リスクは出再者に留保され、受再者はタイミング・リスクのみを負担する。

保険リスクには、アンダーライティング・リスクとタイミング・リスクがあり、前者は保険を引き受けることに伴う本来的なリスク（保険事故が発生したときに保険会社が蒙る保険金を支払うリスク）、後者は保険事故の発生による保険金支払いの時間的パターンに関するリスク（時期がはっきりしない保険事故により、一時に巨額の保険金支払いが生じてキャッシュ・フローがショートするリスク）のことである。

このように、ファイナイト（再）保険では、タイミング・リスクは移転するもののアンダーライティング・リスクは移転しない点及び保険の本質である大数の法則によるリスクの分散が行われない点に特徴がある。

多くのバリエーションがあるファイナイト再保険の再保険料の損金性が問題になったのが次の課税事件である。

Ⅲ　ファイナイト再保険課税事件の概要

損害保険業を営む原告A社は、企業向け地震保険の引受けを開始するために、アイルランド子会社B社（100％出資）との間でELC再保険契約（以下「本件ELC」）を締結（外4社とも締結）し、掛け捨ての再保険料を支払う。

B社は本件ELCに基づき、海外の再保険会社2社との間でファイナイト再保険契約（以下「本件ファイナイト」）を締結し再保険料を支払う。B社が支払う再保険料のうち一定部分は普通の掛け捨て再保険料であり、残りの大部分は成績勘定残高（Experience Account Balance＝EAB）の中に一定の算式（経験勘定方式）に従って積み立てられ、再保険契約が終了した時に、もし保険事故が当初想定されていたものより少なかった場合には一定の金額がB社に払い戻されるという契約になっていた。

支払再保険料のうち、EABの中に積み立てられていく部分はEAB繰入相当部分（事後調整部分＝ファンド）であり、本件ELCのうち、このファンドに相当する部分は「預け金」であるかどうかが争われた課税事件である。

Ⅳ　裁判所の判断（東京地裁平17（行ウ）586号、平20・11・27。東京高裁平22・5・27確定。いずれも国側敗訴）

1　主な争点

①本件ELC再保険料のうち、本件ファイナイトのEAB繰入額相当部分の損金該当性及びEABに係る運用収益の益金該当性

②重加算税賦課決定処分の適法性

2　東京地裁の判決要旨

(1)　租税法は、経済活動ないし経済現象を課税の対象としているところ、経済活動ないし経済現象は、第一義的には私法によって規律されているもので　あり、租税法律主義の目的である法的安全性を確保するためには、課税は原則として私法上の法律関係に即して行われるべきことになると解される。

（国側の）本件ELCと本件ファイナイトは相互に密接に関連した不可分一体のものとして、原告の税負担の繰延べや回避等を目的として行われたものであり、B社は、A社が直接に本件ファイナイトを締結せずにメリットを享受するための「受け皿」又は「導管」にほかならないとの主張に対して、保険事故が生じた場合に単年度決算収支の著しい悪化を回避しつつ、利益を最大にすることを目的として採用したスキームとして十分に経済的な合理性が認められる。

(2)　本件ELC再保険料のうち、EAB繰入額相当部分の損金該当性は、本件ファイナイトのEAB繰入額相当部分の損金該当性の判断に従うべきとの主張に対して、本件ファイナイトの再保険料のうちEAB繰入額は、預け金としての性格を有するものとも解しうるが、一連のスキームは、十分に経済的な合理性が認められるから、本件ファイナイトとは、全く異なる当事者間における全く異なる内容の契約である本件ELCに基づいて支払った金員の損金該当性について、本件ファイナイトに基づいて支出された金員の損金該当性と全く同一に判断しなければならない理由はないとし、又B社との間で（EAB繰入額の）返還合意が明示的にされたと認めるに足りる証拠はない。

(3)　税金のかからない「第二の異常危険準備金」という目的を達成するためにB社をあえて介在させて本件各契約を行ったもので、経済取引としての合理性が欠けるとの主張に対しては、税務上のメリットがあることを認識していたことが認められる。B社にはタックスヘイブン対策税制が適用されないため当然の結果であり、違法の問題は生じない。

(4)　これらの契約内容にはそれぞれ経済的な合理性が認められ、専ら租税回避等の目的で法的な外形を作出したものであると認めることはできないから、当事者が選択した当該法形式に基づく法律関係を前提として課税がなされるべきである。

(5)　そうすると、本件ELCに基づいて支払った掛け捨ての保険料はその全額が損金の額に算入されると解すべきであり、又EAB加算額が、当該当事者の契約でない原告の益金に該当することはない。

Ⅴ　本件判決等の分析と検討

1　評価等

一連の事実の法的評価が問題となった本件判決は、課税要件事実の認定、とりわけ契約の性質決定が問題となった場合に、裁判所がいかなる手順で判断するのかを明らかにした点で極めて注目に値する。

（国側の）これらの法形式上は別々の契約であっても、一つの全体的なスキームに基づいて締結されたものであり、B社は導管にすぎないという一体的把握法に基づいた主張は、複数の私法取引の一体的な関係を根拠に租税関係を総合的に判断することを許容した映画フィルムリース事件判決等と異なり、本件判決では「それぞれ異なる法人間の異なる内容の契約である」として採用されなかった。

第1審判決の「経済的な合理性」という観点に対して、控訴審判決では「当事者の真の効果意思が欠缺しており契約が無効と認定されるかどうか」等からの判断であった。

2　租税法適用の前提となる外国私法の選択（準拠法の問題）

法の適用に関する通則法第42条を適用し、本件ファイナイトに関する法人税の課税は、国内公序である日本の私法によって法的性格を決定された上で課税物件の有無が判断されることになると判示。

3　保険リスクの面からの検討

「EAB繰入額は預け金としての性格を有するものとも解しうる」とは、保険リスクをどのように捉えたのか、いかなる理由で「本件ファイナイトは保険事故が生じた場合、常に全額が保険リスクを負担する部分」とされるのか、一部のリスクがない場合でも「定義のない保険に該当する」という理解なのか明確にされていない。

また税務上損金算入を認めるか否かについては、移転されるリスクの性質とその程度を重要なポイントとして、保険をリスクの観点から判断が示されていれば損金該当性との関係がより明確になったものと思われる。

4　経済的な合理性の判断について

各再保険取引の中途解約という事実認定からすると、「一連のスキームとして十分に経済的な合理性がある」というのであれば、当該スキームを崩してまで再保険契約を解約する理由はなく、裏返していえば、解約理由如何では合理的な経済取引であったとは言えない可能性を示しているとも考えられる。

5　経済活動とコストとしての税負担

移転価格税制の適用の可能性を意識して行動することは、企業としては合理的であるかも知れないが、出再金額のわずか部分を第三者（外4社）に出再し、あえて独立企業間価格を設定することにその経済的合理性、必要性の評価が望まれる。

6　個別否認規定について

本事件での課税庁の認定は、租税回避目的の認定から直ちに取引の真実性を否定したものと考えられるが、このような取引の真実や真実性の認定は非常に困難である。国際取引に係る税務調査の法的、実務面での制約、限界があり、国際税務に係る課税の難しさであり、個別的な否認規定を有しない限り、租税回避が是認される場合もある。今後の税制面では各国の租税回避行為への対応策を考慮する必要があると考えられる。

（なお、本稿は平成23年4月19日の日本税務会計学会での月次報告をまとめたもので、参考・引用文献等は紙幅から省略している）